

## 令和3年2月1日からの経営事項審査 確認書類の変更について

令和3年2月1日以降提出分からの主な変更点は以下のとおりです。

提出書類に変更があったことにより、「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引（経営事項審査）」も内容が変更されていますので、必ず「手引」をご確認の上、提出するようにしてください。

| 変更箇所  | 変更前（R3. 1. 31 受付分まで）  | 変更後（R3. 2. 1 受付分から）   |
|---|---|---|
| 工事経歴書に記載されている<br>工事に係る工事請負契約書<br>（写）又は注文書及び請書の<br>（写） | 工事経歴書に記載された工事のうち、業種毎に完成工事高の大きいものから上位5件分の契約書等を提出してください。なお、記載された工事が5件に満たない場合は、工事経歴書記載工事全ての契約書等を提出して下さい。 | 工事経歴書に記載された工事のうち、業種毎に、元請工事下請工事を問わず完成工事高の大きいものから上位3件分の契約書等を提出してください。なお、記載された工事が3件に満たない場合は、工事経歴書記載工事全ての契約書等を提出して下さい。  |
| 技術職員名簿に記載されている職員全員について技術職員に該当することを証する書面               | 技術職員名簿に記載した国家資格や技術検定、その他の法令に基づく試験、講習受講等が確認できる合格証等の写しを提出して下さい。<br><br>～ 実務経験等も同様の記載 ～                  | 前回の経営事項審査の際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」に記載した資格、実務経験等から変更が無い方については、前回の「技術職員名簿（別紙二）」を提出することにより合格証等の写し等の提出は不要です。なお、その場合においても、資格に有効期間の定めのある「監理技術者資格者証」、「監理技術者講習修了証」、「登録基幹技能者講習修了証」等については、提出が必要です。 |
| 建設機械の売買契約書（写）又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書      | 建設機械の売買契約書（写）又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書  | 前回の経営事項審査の際に提出した「建設機械の保有状況一覧表」に記載した建設機械から変更が無い建設機械については、前回の「建設機械の保有状況一覧表」を提出することにより、売買契約書（写）等の提出は不要です。（リース契約書について、リース期間の変更があった場合には提出して下さい。）   |

○令和3年4月1日以降については、評価方法及び提出資料の変更が予定されておりますので、ご注意下さい。

○注意事項：監理技術者講習の有効期限については、建設業法施行規則の一部改正により、令和3年1月1日から、有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年後の12月31日が監理技術者講習の有効期限となっておりますが、経営事項審査における監理技術者講習の有効期間については従来どおり、講習を受講した日から5年間となります。